

入札告示

札幌市告示第 5590 号

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類の売払い（単価契約）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

平成 30 年 10 月 24 日

札幌市長 秋元 克広

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課一般廃棄物係 電話(011)211-2927
- 2 入札に付する事項
 - (1) 売払い案件名
平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類の売払い（単価契約）
 - (2) 売払い品の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 引渡し期間 契約日から平成 31 年 3 月 31 日まで
 - (4) 引渡し場所
札幌市内に所在する受注者の事業所
 - (5) 入札方法 単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の $100/108$ に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「再生資源」に登録されている者であること。
ただし、事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、その組合員の参加は認めないこととする。
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 回収される金属類の取扱いに関し法令上必要な資格を有していること。
 - (5) 自己の処理、加工及び貯蔵施設を有するか、または、他の処理、加工及び貯蔵施設を有する者に継続的かつ確実に売却できる等受入態勢が確立していること。
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であること。
 - (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4 提出書類 入札説明書による。
- 5 入札の場所等

- (1) 入札の場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
 - (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付する。また、下記 url にて公開する。
<http://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/kaokukinzoku.html>
 - (3) 現地説明会
実施しない
 - (4) 入札の日時及び場所
平成 30 年 11 月 9 日（金）10 時 00 分
札幌市役所 12 階 環境局会議室
- 6 入札手続等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
 - (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望するものは、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
 - (4) 入札の無効 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 詳細は入札説明書による。